

産業歯科保健 ハンドブック



産業歯科保健の推進のために

公益社団法人 日本歯科医師会

パート1

産業歯科保健 について

産業歯科保健の意義

**労働者の健康確保
労働者が安心して仕事に従事
できる快適な職場環境づくり**



歯科の役割

**う蝕・歯周疾患などの歯科
疾患の予防・管理
歯科領域に現れる職業性疾患
の予防・管理**



働き方改革

「70歳就業確保法」 2021年4月より
“70歳までの就業機会確保を企業の
努力義務”とする

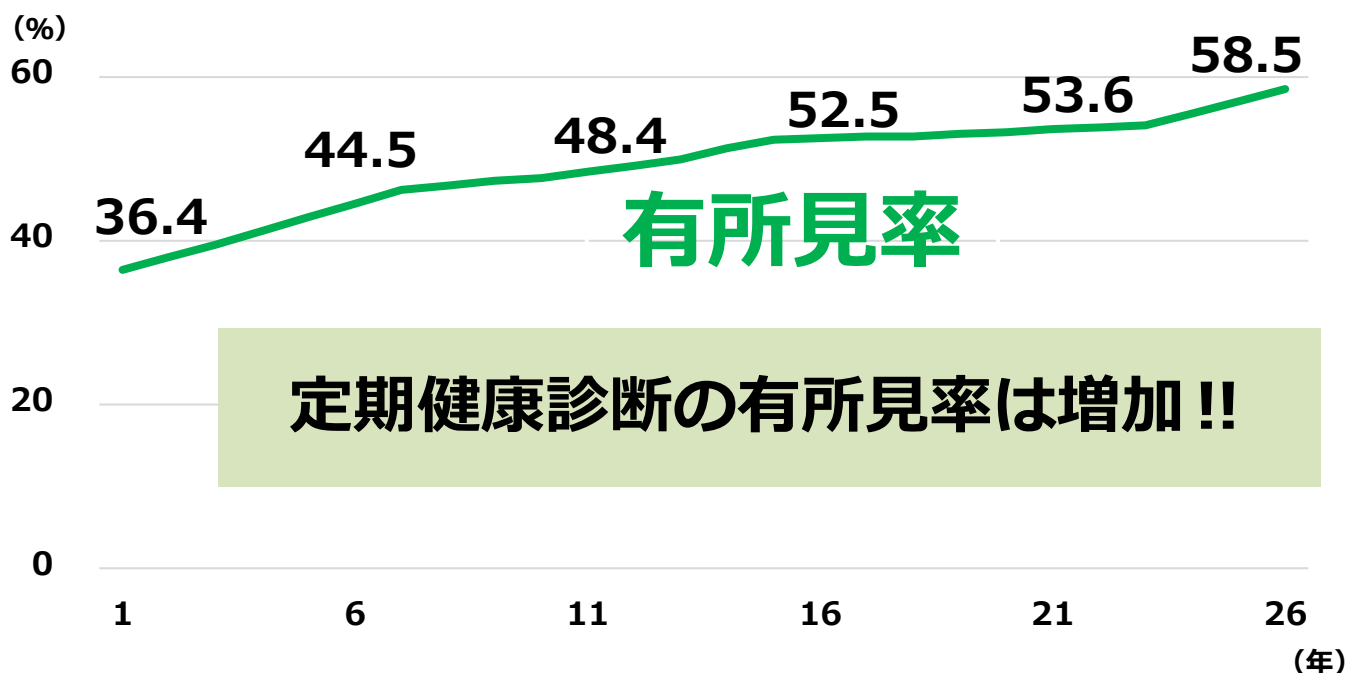


がんばって働くけど
お口の健康、身体の健康は**大丈夫？**

出典：日本歯科医師会「8020達成型社会の産業歯科保健」一部改変

こんなに増えている 生活習慣病

定期健康診断の有所見率の経年変化



職場の定期健康診断では

生活習慣病が増加



**「職場でも心がけよう
生活習慣病予防」**

出典：日本歯科医師会「8020達成型社会の産業歯科保健」一部改変

労働安全衛生法が定める 一般健康診断

- 雇入時健康診断
- 定期健康診断
- 特定業務従事者の健康診断
- 海外派遣労働者の健康診断
- 給食従業員の検便



**職場には法律で定められた
歯科一般健康診断はない！**

出典：日本歯科医師会「8020達成型社会の産業歯科保健」一部改変

職場における 歯科からの健康づくり提案

職業性疾病の予防管理から

医科・歯科連携の労働衛生管理



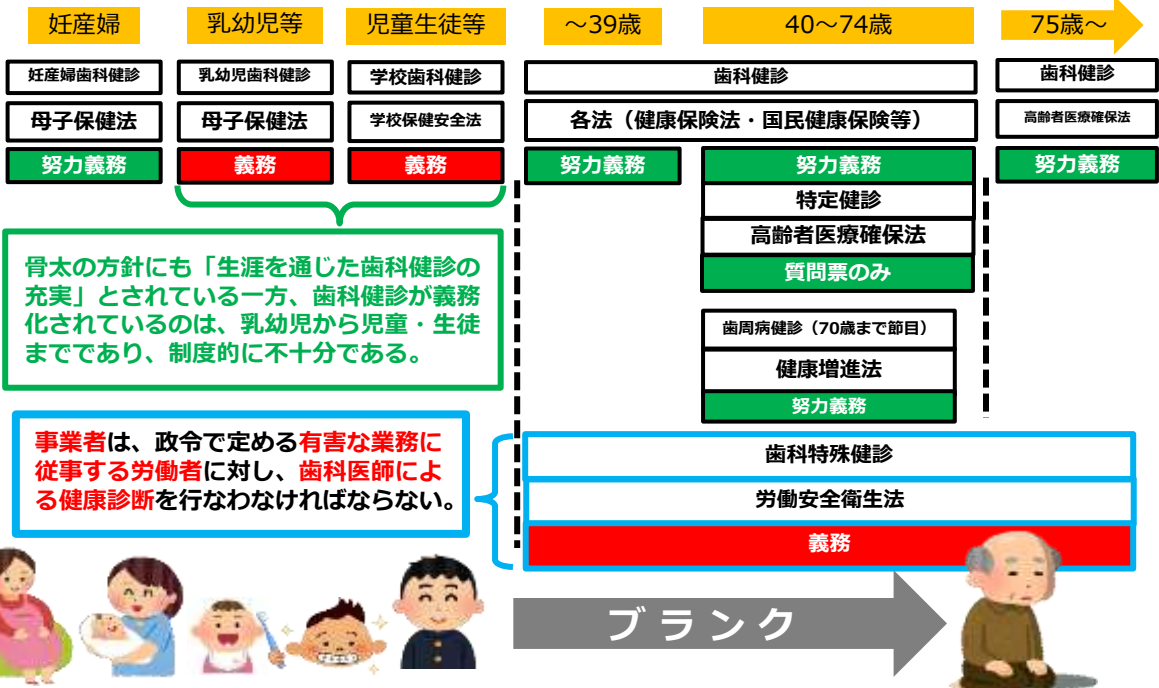
労働者の健康確保



出典：日本歯科医師会「8020達成型社会の産業歯科保健」一部改変

歯医者さんにいつ行きました？

生涯にわたる歯科健診の充実 ～ 現在の歯科健診の制度



出典：日本歯科医師会リーフレット「最近、歯医者さんに行っていますか？」一部改変

標準的な質問票と基本的な方針

標準的な質問票には「歯科」に強く関連する質問が4つありますが、本図は、これらの質問に「リスクあり」と回答した場合の基本的な対応を示したものです（なお質問21・22は本図から割愛しております）。

質問項目	回答
1-3 現在、a からcの薬の使用の有無 *	
1 a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
2 b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ
3 c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ
4 医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
5 医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
6 医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析など）を受けていますか。	①はい ②いいえ
7 医師から、貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ
8 現在、たばこを習慣的に吸っている。 （※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1ヶ月間も吸っている者）	①はい ②いいえ
9 20歳の時の体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ
10 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施	①はい ②いいえ
11 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施	①はい ②いいえ
12 ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が遅い。	①はい ②いいえ
13 食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	① 何でもかんで食べる事ができる ② 歯や歯ぐき、かみ合わせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ ほとんどかめない
14 人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②やや速い ③普通 ④遅い ⑤とても遅い
15 就寝前の2時間以内夕食後などに、①から③回以上ある。	①はい ②いいえ
16 朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	① 毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない
17 朝食を抜くことが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
18 お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない（飲めない）
19 飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合（180ml）の目安・ビール500ml、焼酎（25度）110ml、ウイスキーダブル1杯（60ml）、ワイン2杯（240ml）	①1合未満 ②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3合以上
20 睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ

非常に強い
歯科保健との関係が

改善するには歯科受診するしかない

- たばこは歯周病のリスクでもあることを情報提供する
- 歯科受診が必要である（かめない状態は自然治癒しない）ことを伝える
- 速食いの是正が必要であることを伝え、行動目標として選んだ場合、その指導法をアドバイスする
- 砂糖はむし歯のリスクでもあることを情報提供する

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）の見直し （令和2年3月31日改正）

THPとは、トータル・ヘルスプロモーション・プラン（Total Health promotion Plan）の略称で、働く人の心身の健康づくりを目指し、企業が取り組む計画のこと

◆健康保持増進対策の基本的考え方

具体的な労働者の健康保持増進措置には、運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導、**口腔保健指導（歯科保健指導）**、保健指導などがあります。事業者は、これらの中から事業場の特性を踏まえて、適切な内容を行うことが必要です。

労働者の健康保持増進対策を進める際の留意点

- ・「ハイリスクアプローチ」と「ポピュレーションアプローチ」の視点
- ・すべての労働者の積極的な参加を促すための取組
- ・労働者の高齢化を見据えた取組



全身のフレイルや身体能力の低下に先だってオーラルフレイルが生じることや、中年期から噛みしめる行為が難しくなる人が増加するため、若年期から歯・口腔の健康を維持することも重要です。

〈実践例〉 歯科健診費用の補助～健康保険組合と連携して～

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）の見直し （令和2年3月31日改正）

◆健康保持増進対策の推進に当たっての基本事項

労働者の健康状態などが把握できる客観的なデータやセルフチェックなど

口腔保健に関するセルフチェックシート：東京都

◆健康保持増進対策の推進に当たって事業場ごとに定める事項

事業場外資源

歯科保健指導は、従来は保健師・看護師が中心となっていた行われてきましたが最近では歯科医師・歯科衛生士といった歯科専門職が関わるが増えています。歯科専門職の積極的な活用は効果的な歯科保健指導に資すると考えられます。

事業場外の専門家は幅広く、産業医の資格要件を満たす医師、健康スポーツ医、かかりつけ医、**かかりつけ歯科医**、産業保健の専門知識を持った保健師などの医療職のほか、労働衛生コンサルタント（中略）などが考えられます。事業場での取り組みに応じて適切な専門家から助言を得るようにしましょう。

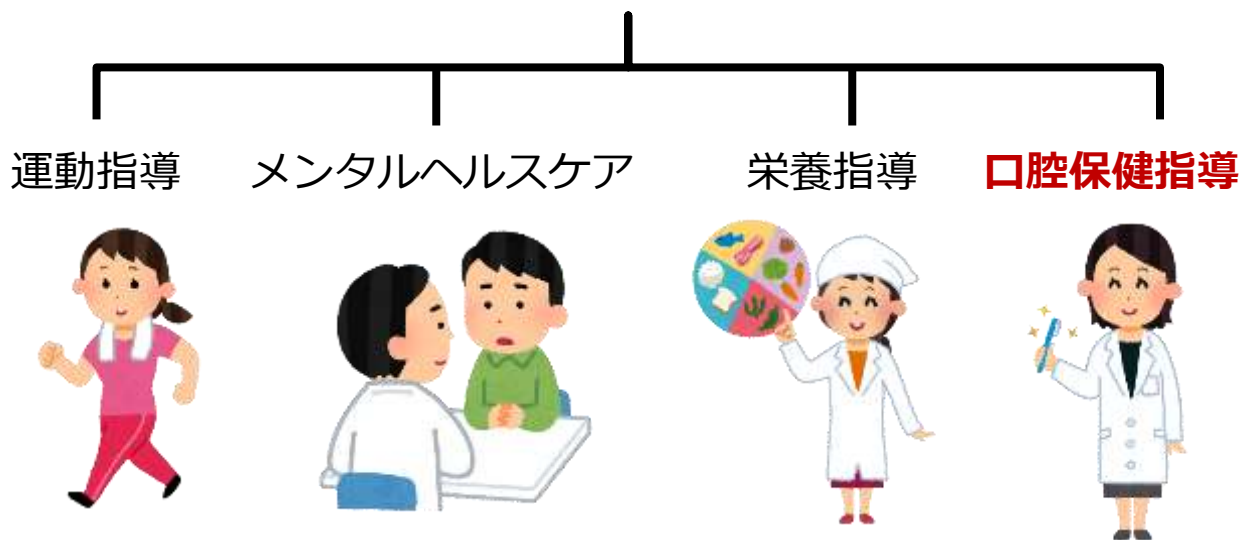
＜連携可能な事業場外資源の例＞

地域の医師会、**歯科医師会**

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）の見直し （令和2年3月31日改正）

健康保持増進対策の基本的考え方

労働者の健康保持増進



全身のフレイルや身体能力の低下に先だってオーラルフレイルが生じることや、中年期から噛みしめる行為が難しくなる人が増加するため、若年期から歯・口腔の健康を維持することも重要です

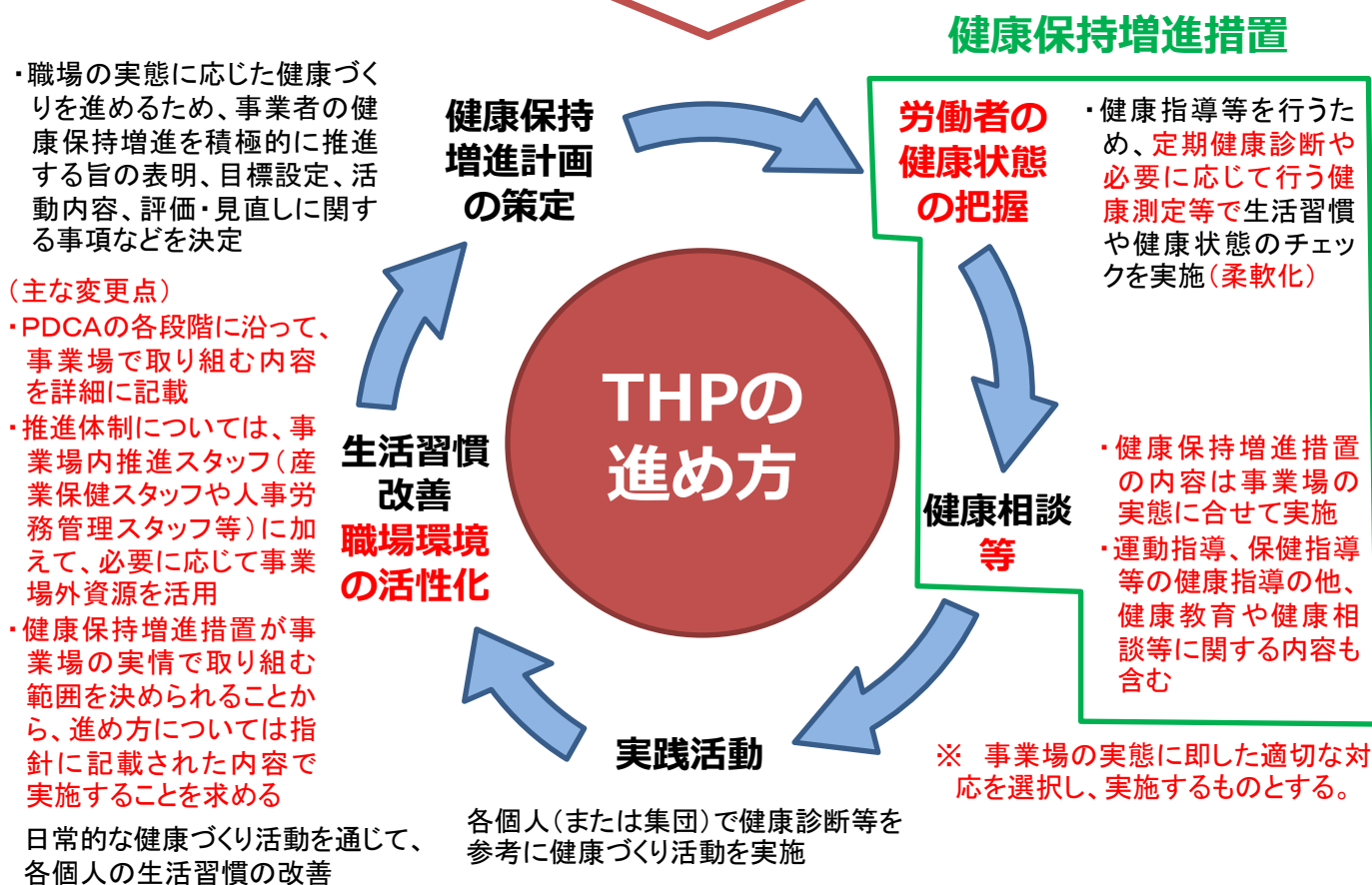
事業場における労働者の健康保持増進のための指針

～健康保持増進対策の進め方～

■ ポピュレーションアプローチ

■ 健康増進無関心層への取組や事業場の風土醸成

■ 労働者の高齢化を見据えた運動の習慣化等



事業場外資源

- 健康保持増進に関する支援を行う外部機関(労働衛生機関、中央労働災害防止機関、スポーツクラブ等)
- 医療保険者
- 地域資源(地域の医師会、歯科医師会、地方公共団体等)
- 産業保健総合支援センター

出典：図1-10 THP指針 第128回 労働政策審議会安全衛生分科会(2020(令和2)年3月30日 一部改変)

健康保持増進対策の推進に当たっての基本事項

(1) 健康保持増進対策の推進に当たってのポイント

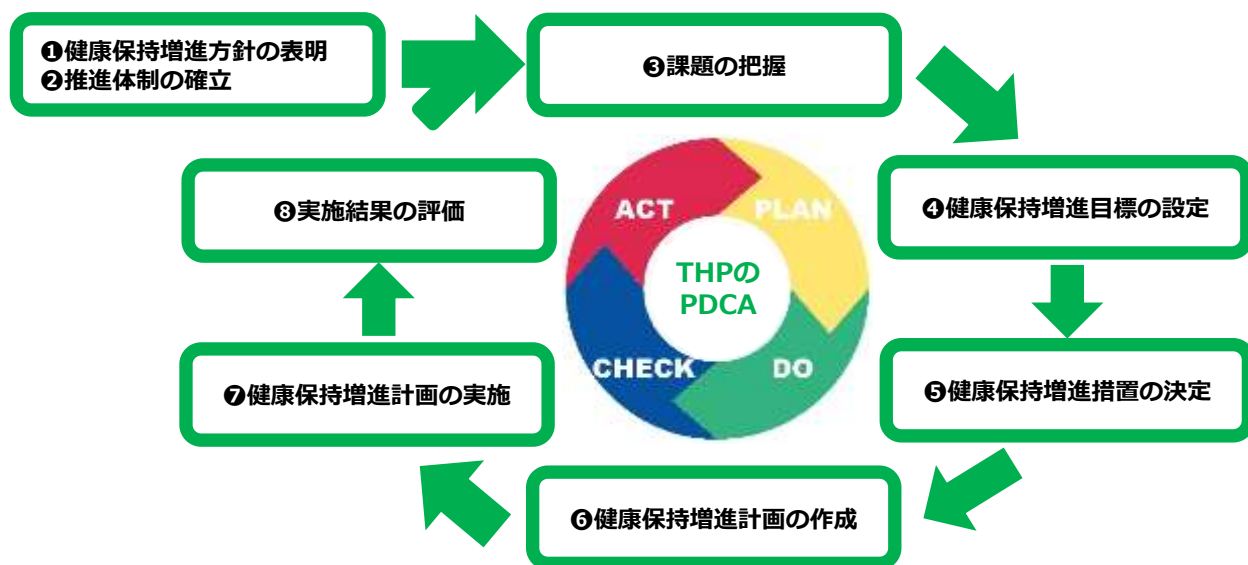
- ▶ポイント① 中長期的な視点に立った継続的・計画的な実施
- ▶ポイント② 事業場の実態に即した取組の実施
- ▶ポイント③ 企業単位での取組

(2) 健康保持増進対策の各項目 (PDCAサイクル)

- ▶PDCA① 健康保持増進方針の表明
- ▶PDCA② 推進体制の確立
- ▶PDCA③ 課題の把握
- ▶PDCA④ 健康保持増進目標の設定
- ▶PDCA⑤ 健康保持増進措置の決定
- ▶PDCA⑥ 健康保持増進計画の作成
- ▶PDCA⑦ 健康保持増進計画の実施
- ▶PDCA⑧ 実施結果の評価

出典：日本歯科医師会「8020達成型社会の産業歯科保健」一部改変

健康保持増進対策の各項目 (PDCAサイクル)



実施体制は「①事業場内の推進スタッフ」を基本とし、
取組内容に応じて「②事業場外資源」を組み合わせて構築します。

■事業場外資源

労働衛生機関、中央労働災害防止協会、スポーツクラブなど、医療保険者、地域の医師会、**歯科医師会**、**地方公共団体**、保健所、産業保健総合支援センター、地域産業保健センター

出典：厚生労働省「職場における心とからだの健康づくりのための手引き～
事業場における労働者の健康保持増進のための指針～」一部改変

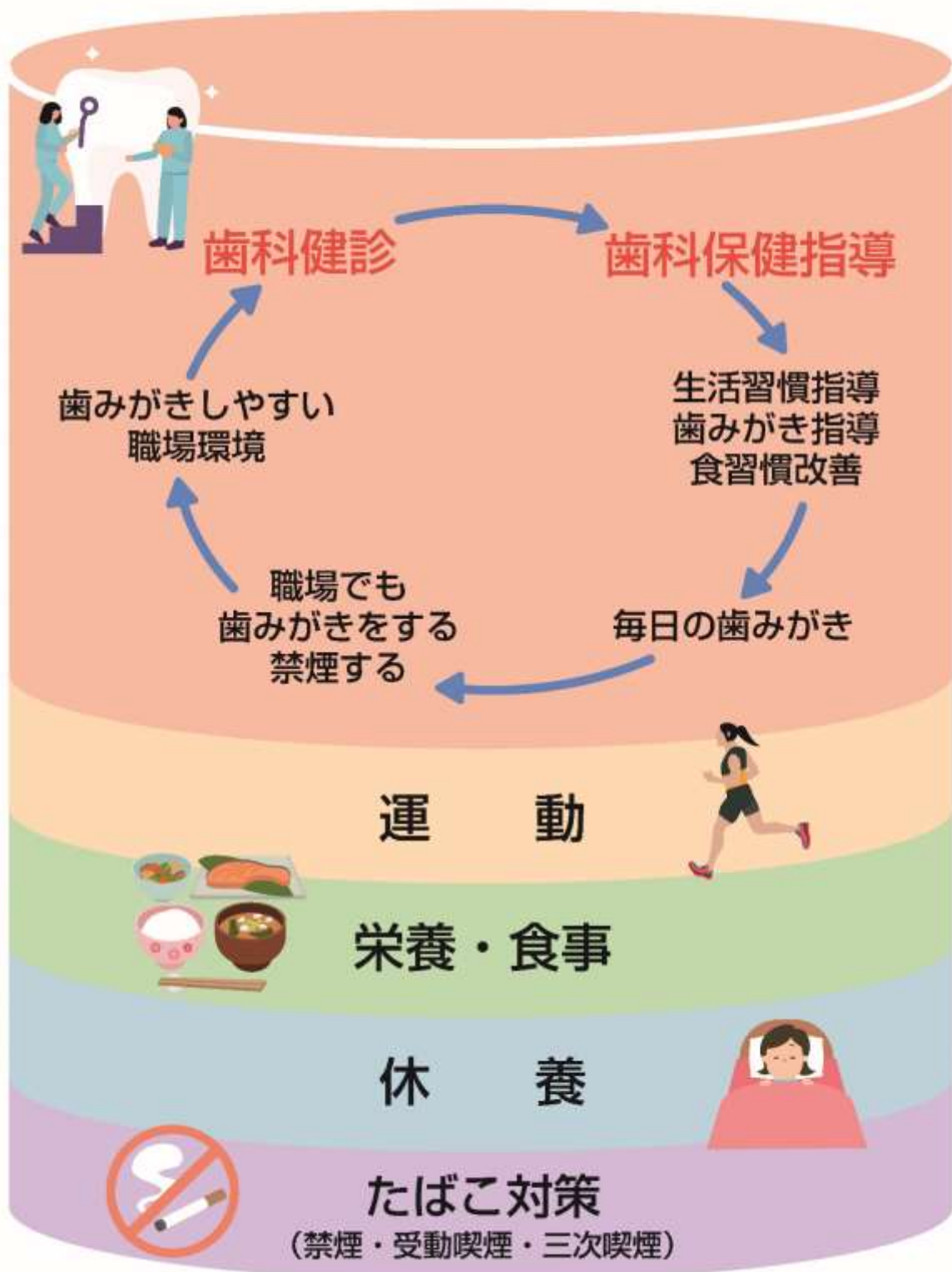
口腔健康管理で健康寿命を のばそう!!

口腔健康管理は一生涯



出典：日本歯科医師会リーフレット「最近、歯医者さんに行っていますか？」一部改変

確かな歯みがきから始める 健康習慣



出典：日本歯科医師会リーフレット「最近、歯医者さんに行っていますか？」

これからは生涯現役社会

一人一人が心身の健康状態に応じて経済活動や社会活動に参画し、
役割を持ち続けることのできる「生涯現役社会」

健康経営って？

歯科から見た健康経営

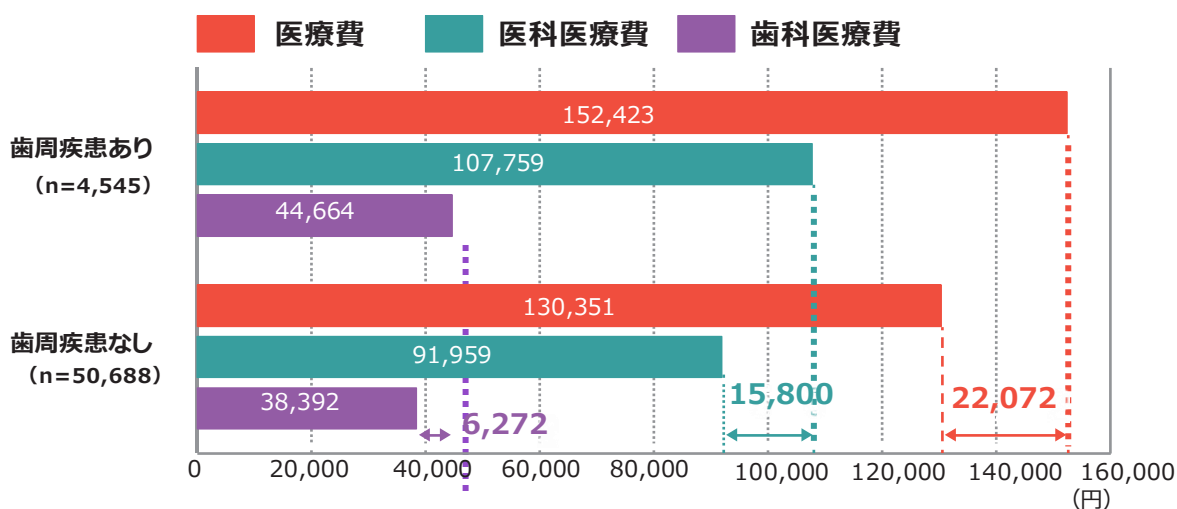


出典：日本歯科医師会リーフレット「最近、歯医者さんに行っていますか？」一部改変

口腔健康管理の効果!!

■ 歯周疾患の有無による年間医療費の比較

■ 対象：全被保険者（55,233人） 調査：2010年度



全医療費差22,072円の内訳は、医科15,800円+歯科6,272円

出典：デンソー健康保険組合「歯科・医科医療費の相関分析」一部改変

■ 歯科健診を行った集団と行わなかった集団の医療費の推移

A社（定期歯科健診実施）

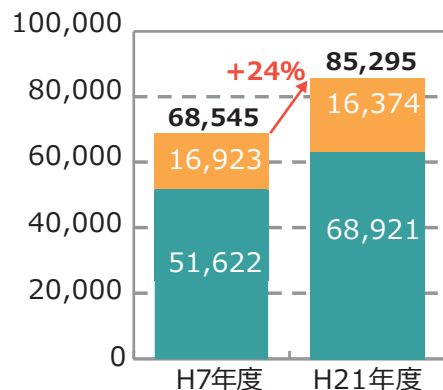
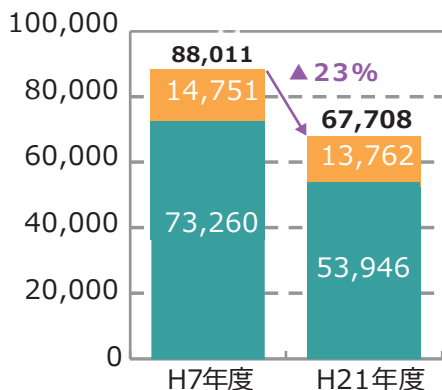
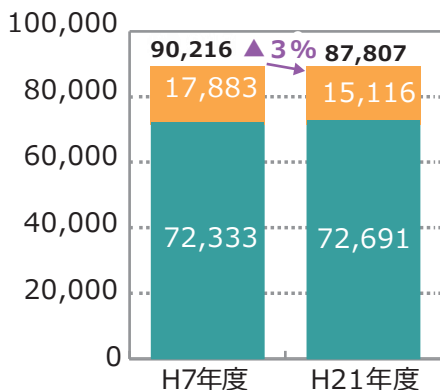
B社（定期歯科健診実施）

C社（歯科健診任意受診）

■ 歯科医療費 ■ 医科医療費

■ 歯科医療費 ■ 医科医療費

■ 歯科医療費 ■ 医科医療費



**歯科健診を行った事業所は年間医科歯科医療費が減少
一方、行わなかった事業所では医療費が大幅に増加**

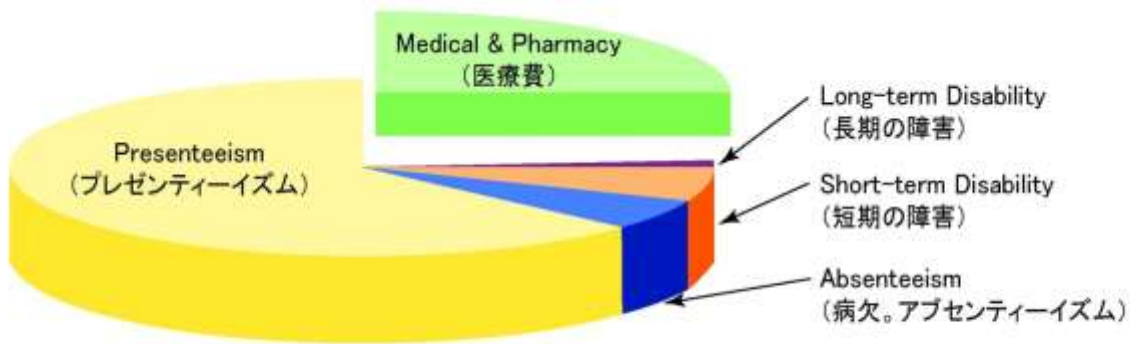
出典：デンソー健康保険組合「歯科・医科医療費の相関分析」一部改変

効果：定期的な歯科健診受診は体の健康維持（体のQOL向上）に寄与

最大の健康関連コスト 「最大の問題はプレゼンティーズムだ」

©米国商工会議所

従業員の健康関連コストの全体構造（米国金融関連企業の事例）



出典：「Healthy Workforce 2010 and Beyond,2009」
Partnership for Prevention and U.S. Chamber of Commerce

歯科ではプレゼンティーズムの影響のほうがはるかに大きい

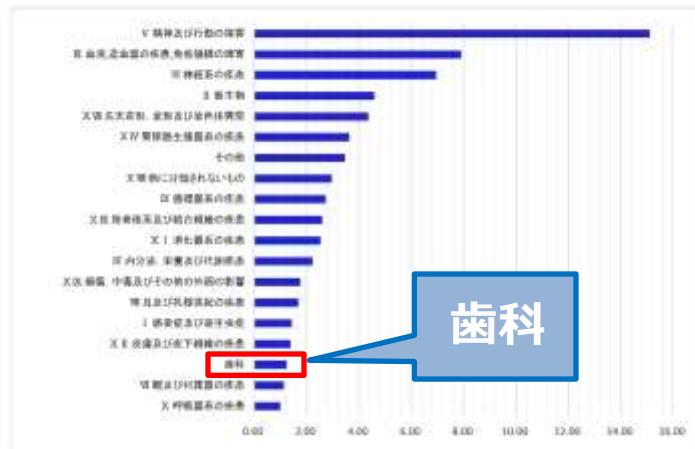
男性;19 傷病分類別の平均プレゼンティーズムコスト(複数回答)

注) 最も低い傷病のコストを 1.00 とした場合の比で表示。



男性;19 傷病分類別の平均アブセンティーズムコスト(複数回答)

注) 最も低い傷病のコストを 1.00 とした場合の比で表示。



出典：東京海上日動健康保険組合「『健康経営』の枠組みに基づいた保険者・事業主の
コラボヘルスによる健康課題の可視化」2015年 改変

アブセンティーイズムとプレゼンティーイズム AbsenteeismとPresenteeism

以前は

◆アブセンティーイズム

個人が健康上の問題で欠勤、休職、遅刻など、業務に就けない状態
従来は、この予防と対策が中心だった

近年は

◆プレゼンティーイズム

出勤しているが、健康上の問題で十分な業務が出来なくなっている状態
これが、健康経営の障害になっている

出典：日本歯科医師会「8020達成型社会の産業歯科保健」一部改変

企業の業績に与える影響は、
アブセンティーイズムより
プレゼンティーイズムの方が大きい

ある医療生協の例

プレゼンティーイズム改善のため、推進する生活習慣
の中に、「1日1回以上、汚れを落としきる歯磨き」
という項目があげられています

出典：日本歯科医師会「8020達成型社会の産業歯科保健」一部改変

パート2

歯科特殊健康診断 について

歯科特殊健康診断は法律で義務付けられています

労働安全衛生法第66条第3項

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し厚生労働省令で定めるところにより歯科医師による健康診断を行わなければならない

※健康診断結果の報告義務があるのは労働者50人以上の事業場ですが、健康診断は有害業務に従事する労働者が1人でも実施義務があります

有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん、その他 歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気、粉じんを発散する場所における業務とする

(労働安全衛生法施行令第22条第3項)

労働安全衛生規則第48条

雇入れの際、有害業務への配置替えの際及び有害業務について後6月以内ごとに1回、定期的に歯科医師による健康診断を行わなければならない

歯科特殊健診は、歯科の立場から、労働者の化学物質による健康障害防止と健康確保を目的に行われています。

歯科特殊健診は、むし歯や歯周病などの管理を行う健診（一般的な歯科健診）ではありません。事業場、業務、有害物質などの非個人的要因が深くかわる健康問題について診査、診断する健診です（労働衛生管理）。



歯科特殊健診では、その症状が業務に起因するものか否かを鑑別し、管理します。さらに、その結果を作業環境や作業方法の改善につなげるようにしています（作業環境管理、作業管理）。



略語例

略語	用語
安衛法	労働安全衛生法
安衛則	労働安全衛生規則
令 安衛令 施行令	労働安全衛生法施行令
労基法	労働基準法
労基則	労働基準法施行規則
特化則	特定化学物質障害予防規則
特化物	特定化学物質
酸蝕症	歯の（歯牙）酸蝕症

歯科特殊健康診断

その考え方と実際

監修 日本歯科医師会

矢崎：産業歯科医研修会資料より抜粋

労働安全衛生法における
歯科医師による健康診断※は
一定の作業に従事する労働者
に対して行われています

※ 内容的には特殊健康診断です

歯科特殊健康診断を行うには
労働衛生管理の知識が必要
です

労働衛生管理としての 歯科特殊健康診断

労働安全衛生法の基本姿勢は
労働安全衛生管理です



労働安全衛生管理

労働 **安全**管理

ケガ、事故
が起こらな
いようにする



労働 **衛生**管理

ケガ、事故以
外の健康障害
が起こらない
ようにする



↓

歯科医師がかかわるのは
労働安全衛生管理の中の

化学物質の管理

↓

化学物質管理

—化学物質の危険性と有害性の管理—

物理化学的 危険性	健康に対する 有害性
爆発、火災など による ケガ、死亡 	中毒、皮膚障害 など、健康障害  歯科医師
労働安全	労働衛生

歯科医師は歯科健診を介して主に、化学物質の有害性の管理（労働衛生管理）にかかわります

化学物質の労働衛生管理(有害性の管理)は、基本的に三つの管理法で行います
これを労働衛生の三管理と言います

労働衛生の三管理



- ✓ 作業環境管理
 - ✓ 作業管理
 - ✓ 健康管理
- +
- ✓ 衛生管理体制
 - ✓ 衛生教育
- 五管理

三管理に、衛生管理体制と衛生教育を加えて、五管理と言います

労働衛生の三管理

(化学物質管理)

三管理は ①②③ の順序と大きさを考えます

① 作業環境管理

作業場の空気
の管理



③ 健康管理

①②の
確認



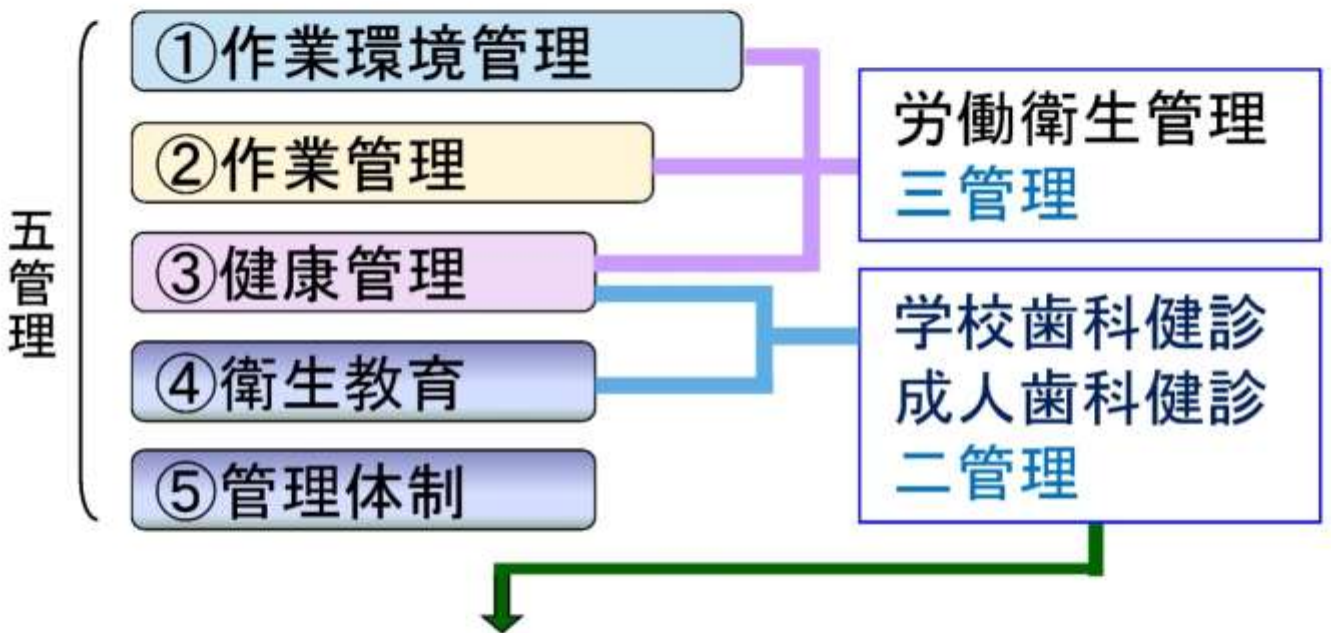
雇入時健診は基礎資料

② 作業管理

作業方法、保護具の管理



化学物質取扱い作業における
労働衛生管理



①②がない、③④の二管理では、労働衛生管理はできません

特殊健康診断では、学校歯科、成人歯科を忘れてください

労働安全衛生法における 歯科医師のスタンス

- 政令で定める有害な業務※に従事する労働者に対し健康診断を行い
- 健康診断を通じて、歯科の立場から労働衛生管理（作業環境管理、作業管理）にかかわり
- 労働者の健康障害防止と健康確保を目指します



酸蝕症をみるだけの酸蝕症検診ではありません

- ※ 塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄リン、その他、歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気、粉じんを発生する場所における業務

労働衛生管理における 歯科健康診断の **考え方**

歯科特殊健康診断は
労働衛生管理（三管理）の中で行われます

歯科特殊健康診断では
その健康障害が
仕事（作業）が原因で起こったものか、
否かの判断が求められます



その負傷、疾病等が「業務上」災害であるとするためには二つの要件があります

▼業務遂行性

その負傷や疾病が、労働契約に基づく事業者の支配下にある状態で生じたものであること



業務上

▼業務起因性

その負傷や疾病が、業務に起因して生じたものであること



非業務上

歯科医師は「▼業務起因性※」の判断にかかわります

健診結果、作業環境、作業の状況から判断します

労災保険の対象は、業務上の負傷、疾病です

※業務遂行性は事業者が判断します

歯科健康診断(健康管理)は

作業環境管理 作業管理 の情報を得て

あるいは、情報を得ながら
診査します



その結果・・・

所見	ある	疑わしい	ない
たとえば			

何か所見があったときは



その所見が

- ✓ 業務によって起こった（業務起因性）
- ✓ 業務との関連はわからない
- ✓ 業務との関連はない



を判断する必要があります（必須です）



業務によって起こったのであれば

作業環境管理

作業管理

に

なにか 問題があったと推定できます

疑わしい所見があったとき



作業環境管理 作業管理 に

なにか問題があったかもしれないと推定
できます

急いで診断を確定する必要はありません

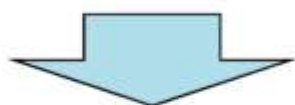
- 診断が見つからないときは、
疑問型（E0 イーゼロ、後述）としておきます
- 経過を観察するようにします
次回にも、注意してみます
- 気になる所見は、健診票にメモしてお
きます
できるだけ写真を撮ります



所見がみられないときは



作業環境管理 作業管理 が
うまく行われているものと推定できます



- ✓ 有害物質による健康影響がない(異常所見がない・健康である)ことを確認します
これを

健康の確認 と言います



- ✓ 「異常なし」、「健康」という所見の確認ですから、少し慎重に“確認”します

異常所見がみられないときは
健康を確認します

◆ 受診者に対して（あるいは報告書に）

歯科からみて

- 化学物質による健康障害症状はみられませんでした
- 健康であることを確認しました
- 作業環境、作業方法に、今のところ問題ないと思います

などと言う(書く)と 喜ばれます



労働衛生管理として行う 歯科健康診断の **実際**

三管理に基づいて健康診断を行います

業務に起因した症状か否かを判断します



特殊健康診断は

はい、あ～んしてください
からではなく



問診票ではなく
かならず

問診から始めます



問診をする



問診できません

問診内容には
個人情報や、同僚には
聞かれたくない情報も含まれています
問診スペースを確保してください

問診といわれても 何を聞いたらいいのか

(特殊健診用)健診票の項目に
したがって問診すれば簡単です



特殊健康診断票がないときは、既製の
もの※をコピーするか、作成してください

※ 例・産業保健入門、日本歯科医師会監修

歯科特殊健診票は、メモの書き込みが
多くありますので、一般成人歯科健診
票などとは別用紙とします

<例>

健診項目	酸に限らず 取扱い物質すべて		換気装置	取扱時間 回数
	作業内容	洗浄作業	経験	年 月
取扱い物質 取扱い量	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん、その他・取扱い物質すべて			
取扱い時間等	一連続作業時間 分、時 取扱い回数 回 / 日、週		合間に わからないことを 尋ねます	
局所排気 全体換気	*なし・非使用・時々・常時 *なし・非使用・時々・常時			
呼吸用保護具	*マスク（非使用・時々・常時） *種類（使い捨て *国家検定（非検定・検定・JIS・わからない）			
他保護具	*フィットチェック（いいえ・時々・常時） *手袋 *めがね *他			
その他	作業者が安全衛生面で気になっていること・嗜好性食品など			
自覚症状	*なし *あり			
	自覚症状	他気になること	保護具	

※ 健診票はメモ用紙と考えて、なんでも気になることをメモします

問診では、**作業環境管理** **作業管理**
のを中心に、気になることなど、いろ
いろ聞き出します

(問診票ではなく、直接、微妙なところを聴取し
ます)

- 問診が終わったら **あるいは** 問診しながら
(たとえば 問診に **3~5分**ぐらい)
- 問診内容を確認する形で診査を始めます
(たとえば 診査に **1分**ぐらい)



口の中を確認させてください



健康診断を行う



現代・現在の 歯科特殊健康診断

まずは

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素を扱っている人たちを診査対象とします

三管理に基づいた健康診断を続けていると

労働者が歯科健診を積極的に受診するようになります

とくに **健康の確認** が好評です



歯科特殊健康診断でみるもの ①

- ✓まず、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんを取り扱っている人、その他、歯科健診を希望する人を診査対象とします



- ✓問診で、その人が取り扱っている、あるいは近頃取り扱った化学物質（多数のときは主なもの）をすべて聞き出します

- ✓化学物質との関連が気になる症状すべてを診るようにします
(診査内容は歯科医師の裁量に任されています)



歯科特殊健康診断でみるもの ②

✓ 作業者の



作業環境管理

作業管理

の状況を思い浮かべながら診査します

- ✓ 酸蝕症は診査項目の一つですが、すべてではありません
- ✓ 酸に限らず、口腔領域に業務に起因すると思われる症状が見られれば、有所見者となります
- ✓ 所見がみられないときは有害物質による健康影響はない(健康)という所見を確認します

健康です



こんな所見があればメモしておきます 歯科健診で気になる症状①

(矢崎・まとめ)

	他・症状	歯科症状
塩酸	眼、喉の刺激、 痛み、せき	歯の酸蝕症 口内炎
硝酸	眼、喉の刺激、 痛み、接触した 皮ふの黄色着色	歯の酸蝕症 口内炎 腐蝕性火傷
硫酸	皮ふ、粘膜の 化学性やけど、 せき	歯の酸蝕症 口内炎
亜硫酸	眼、鼻、喉の 刺激、せき	歯の酸蝕症 味覚、嗅覚障害

※「塩酸、硝酸、亜硫酸、フッ化水素などでは、「目がチカチカしませんか」、「喉が痛くなりませんか」などと尋ねます

※ **ピンク色**は歯以外の歯科症状

歯科健診で気になる症状 ② (矢崎・まとめ)

	他・症状	歯科症状
フッ化水素	眼、喉の痛み、皮ふ、粘膜の化学やけど	歯痛、歯の腐蝕(変色)、歯肉炎、口内炎
黄りん	食欲不振	呼気ニラ臭、顎骨露出、口、顎の痛み、歯の動揺

酸蝕症に限らず

口腔領域に、業務に起因すると思われる、気になる症状があれば、健診票にメモしておきます

例えば、以下のように医師がみている歯科症状があります

- ◆ 特定化学物質障害予防規則、特殊健診項目にある歯科症状
- ◆ 労災認定において、例示疾病として挙げられたことのある歯科症状
- ◆ その他

特化則、特殊健診で医師がみている歯科症状

(矢崎・まとめ)

物質	項目
アルキル水銀化合物	口唇知覚異常
塩素	歯の変化、咳
オルトトルイジン	顔面蒼白
オルト-フタロジニトリル	顔面蒼白
カドミウム	咳、嘔吐 ※
五酸化バナジウム	緑色舌、咳
シアン化物	異味
臭化メチル	発語障害、咳、嘔吐
水銀、その無機化合物	歯肉炎、口内炎
パラ・ニトロクロルベンゼン	顔面蒼白
砒素、その化合物	口内炎、咳
フッ化水素(特化則)	口粘膜炎症、歯の変色
ペンタクロルフェノール	甘味嗜好、喉のいらいら、咳
マンガン	仮面様顔貌、流涎、咳
硫化水素	歯の変化、咳

※ Cdによる前歯黄色環は診査項目から削除されました。症状がなくなったわけではありません

労災認定で例示疾病とされたことのある歯科症状①

(矢崎・まとめ)

物質	歯科症状
アルキル水銀	口囲の知覚障害、構語障害
水銀、その化合物	口腔粘膜障害
マンガン及びその化合物	仮面様顔貌、舌、口唇の振せん
黄リン	歯痛、顎骨壊疽
塩素	歯牙酸蝕
塩化メチル	言語障害、嘔吐
臭化メチル	言語障害、嘔吐
トリクロルエチレン	三叉神経障害
臭化メチル、塩化メチル、ヨウ化メチル	言語障害
カーバメート系化合物	言語障害、流涎、蒼白
セレン	呼気のニンニク臭
セレン化水素	金属味、呼気のニンニク臭
鉛及びその化合物	鉛縁

※言語障害とは、不明瞭な言語、発語困難など

※労基則改訂により記載がなくなった症状もありますが、症状自体がなくなったわけではありません

労災認定で例示疾病とされたことのある歯科症状②

(矢崎・まとめ)

物質	歯科症状
アルシン(砒化水素)	呼気のニンニク臭
砒素及びヒ素化合物	口唇周囲湿疹性皮膚炎
クロム化合物	歯根炎、歯根膜周囲炎
アクリルアミド	言語障害
高気圧作業	歯痛、歯周炎、歯肉炎
亜鉛	喉の渴き、金属味
アニリン	チアノーゼ(顔面、口唇など)
ニトログリコール	顔面蒼白又は紅潮、嘔吐
マンガン	言語障害、仮面様顔貌ほか
モノフルオロ酢酸ナトリウム	言語障害、嘔吐
有機リン化合物	言語障害、流涎
硫酸ニコチン	流涎、嘔吐

※ 労基則改訂により記載がなくなった症状もありますが、症状自体がなくなったわけではありません

「せき」を一症状とする特定化学物質(1)

(矢崎・まとめ)

ビス(クロロメチル)エーテル

ジクロロベンジジン及びその塩

ベリリウム

ベンゾトリクロリド

インジウム化合物

エチルベンゼン

エチレンイミン

塩素

3,3-ジクロロ-4,4-ジアミノジフェニルメタン

1,2-ジクロロプロパン

1,1-ジメチルヒドラジン

臭化メチル

トリレンジイソシアネート

ナフタレン

ニッケルカルボニル

パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン

「せき」を一症状とする特定化学物質(2)

(矢崎・まとめ)

カドミウム又はその化合物

クロム酸等

クロロメチルメチルエーテル

五酸化バナジウム

コバルト又はその無機化合物

コールタール

酸化プロピレン

三酸化ニアンチモン

砒素又はその化合物

ベータープロピオラクトン

ペンタクロルフエノール

マンガン又はその化合物

溶接ヒューム

リフラクトリーセラミックファイバー

硫化水素

硫酸ジメチル

「嘔吐」を一症状とする特定化学物質

(矢崎・まとめ)

アクリロニトリル

エチレンイミン

カドミウム又はその化合物

クロロホルム

三酸化ニアンチモン

四塩化炭素

1,4-ジオキサン

1,2-ジクロロエタン

1,2-ジクロロプロパン

ジクロロメタン

臭化メチル

スチレン

1,1,2,2-テトラクロロエタン

テトラクロロエチレン

トリクロロエチレン

ナフタレン

ニツケルカルボニル

メチルイソブチルケトン

沃化メチル

歯の酸蝕症をみる

(歯牙酸蝕症)

塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・ほか
水に溶けて酸になる物質により
歯の酸蝕症が起こります

酸蝕症は一つの診査項目ですが
すべてではありません

＜歯の酸蝕症の診断基準＞

E0 イーゼロ	疑問型(要観察型)・迷ったとき
----------------	-----------------

第1度	E1	欠損がエナメル質内にとどまるもの
第2度	E2	欠損が象牙質に達したもの
第3度	E3	欠損が歯髄または歯髄近くにまで及んだもの
第4度	E4	歯冠部が大きく(およそ2/3以上)欠損したもの

- E0 は疑問型で観察を要するもの 酸蝕度に関係なく迷ったとき、困ったときは **E0** にします
- 酸蝕度は治療基準ではありません。単なる目安です
- E1~4 は窩洞ではなく、歯の表面欠損度です

診断、判断に迷う例がたくさん出てきます

労働衛生管理には 要観察(E0)区分 が必要です

E0 イーゼロ	疑問型(要観察型)
----------------	-----------

- 診断に迷った、困ったときは、とりあえず E0 としておきます
- この区分がないと、実際の健診はうまくいきません
- 酸蝕症以外の症状に E0 を流用してもかまいません



疑問型

歯の酸蝕症の一例です
 酸蝕症は下の例以外にも、いろいろな形で現れます
 診断に際しては柔軟に対応してください

正常



E0-E1



E1-E2



E2



E3



歯の酸蝕症例

E2 左は北村
 他は近藤、矢崎

歯の酸蝕症・鑑別診断

(矢崎、近藤)

歯酸蝕症	主要因	部位	形	その他
飲食物性	柑橘類 酸性飲料など	前臼歯 いろいろな面 歯頸部、隣 接面など	皿状 鋭縁 菲薄化	前臼歯広範囲 年令無関係
胃腸疾患性	逆流性 胃液 (空腹時 pH1~2)	口蓋側 舌側	シャン ファー状 歯肉縁下 エナメル質 残存	<病歴> 神経性胃炎 十二指腸潰瘍 食道裂孔 ヘルニア
職業性	酸のガス 蒸気、 ミスト、 粉じん	おもに前歯 唇面、切縁 側、犬歯は 少ない	皿状、硫酸 は鈍縁、塩 酸、硝酸は 鋭縁傾向	・職歴必須 ・口唇位置に関 連することもある ・年令無関係

重症



昭和中期まで
疾病管理

近頃の「歯の酸蝕症」

- ・作業環境の改善
 - ・安全衛生意識の向上
- などから酸蝕症の軽症化が見られています
昭和時代のように重症型が多発する状況ではありません

現代は、口腔領域に現れる「すべての有害症状」を視野に入れ、労働者の健康確保を考える時代です

軽症



現代
健康管理

酸蝕症にかぎらず
わからない、あやしい と迷ったときは

診断を急がないでください
診断に迷ったら
E0 疑問型にします



迷ったまま
確定診断

- 再度、問診及び現場を確認します
- 口腔及び現場の写真※が必要です
- 独断せず、写真を用いて、
第三者の意見を求めてください

労災申請

大騒ぎ、事業
所への影響大

確証を得るまで 診断を急がないでください

E2 以上は労災対象です
E2 以上はくれぐれも慎重に診断してください

※ 現場の写真は通常、撮らせてもらえません。労災認定が関係するような場合は、事情を説明し、了解を得てから撮影します。あるいは、事業所の担当者に撮影を依頼します

職場巡視

初心者のための職場巡視の見方

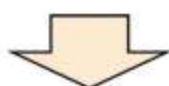
① 4S をみる

② 三管理(二管理)をみる

簡単には ①、慣れてくれば ② を加えます

職場巡視の目的は、
作業環境管理、作業管理の情報を
得ることです
指導することではありません

必ず随伴者がいます
わからないことは、な
んでも尋ねてください



① 4S をみる

1. 整理

必要なものと不要なものを区別し
不要なものを捨てる

2. 整頓

必要な道具・資料を、必要なときに容易に
探し出せるように整えて配置・収納する

3. 清掃

本来の機能を確保

4. 清潔

1. 2. 3の仕上げと維持

5. しつけ(5S)

決まりを守る



兵庫県歯科医師会

安全衛生は
4S に始まり 4S に終わる



不良



4S不良は 危険・有害要因
が多いと考えます



良好



工具掛けボード Amazon

② 三管理(二管理)をみる

化学物質取扱い作業の労働衛生管理

<p>① 作業環境 管理</p>	<p> 臭い、煙や蒸気、粉じん、湿気、騒音があるなど ＜作業場の空気を五感で感じる＞</p>
<p>② 作業管理</p>	<p> 作業がきつそう、作業姿勢が不自然、簡易マスク非検定マスクなど ＜作業方法と保護具の管理＞</p>

日頃の労働衛生管理は①②の二管理でいい

職場巡視・例



① 作業環境管理

局所排気が悪いので塩酸の蒸気が出ている(五感で感じる)

② 作業管理

不織布マスクは不適切(要防毒マスク)鼻を覆っていない



(塩酸槽)

局所排気装置
能力不足

金属(鉄)部分のサビは酸取扱い場所の特徴



呼吸用保護具

(マスク図は、3M、興研)

防じんマスク

国家検定標章のあるものを使います



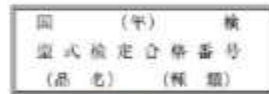
防毒マスク

国家検定標章 または **JIS 表示** のあるものを使います

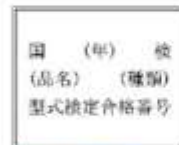


● 国家検定標章

※ 地色は面体の色により異なる



面体



吸収缶

JIS
適合品

JIS

◆ 各メーカーの分類にしたがい、対象物質に適したマスクを選びます (例えば、塩酸、硝酸は酸性ガス用防毒マスク)

労働安全衛生法における
歯科特殊健康診断

酸蝕症しかみない 酸蝕症ケンシン

将来はありません

労働衛生管理として
歯科健康診断を行い
労働者の健康障害を防止し
健康確保を目指します

将来があります

次の世代に残したい領域です



<補> 健康診断結果について ①

◆ 記録の作成

事業者は、健康診断結果を健康診断個人票(様式第5号)に記録し、5年間保存します

※ 事業者とは、事業を行う者で、労働者を使用するもの

◆ 意見聴取

事業者は、記録に際し、所見のある労働者については、健康診断を行った歯科医師から意見を聴取し、労働者の健康を保持するために必要な措置を講じます。歯科医師の意見は健康診断個人票(様式第5号)に記載します

◆ 情報の提供

事業者は、医師又は歯科医師から、意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければなりません

作業環境管理、作業管理に関する情報、職場巡視の機会提供なども、これに含まれます

<補> 健康診断結果について ②

◆ 健康診断結果報告

事業者は、歯科特殊健康診断を行ったときは、労働者数にかかわらず「**歯科健康診断結果報告書(様式第6号の2、下図)**」を労働基準監督署長に提出しなければなりません

← 様式第6号の2

酸にかぎらず、取扱有害物質名、有害業務内容、有害業務従事者数、受診者数、有所見者数を記載します

項目	取扱有害物質・業務内容	物質
	業務内容	
労働安全衛生法施行令第22条第3項に掲げる業務に従事する労働者数		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人 <small>右に続けて記入する</small>
受診労働者数		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人 <small>右に続けて記入する</small>
所見のあつた者の人数		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人 <small>右に続けて記入する</small>
廠名	氏名	
所屬機関の名称及び所在地		

折り曲げる場合は(▲)の所を谷に折り曲げる